

加監公表第9号

平成26年7月1日

加古川市監査委員 市村 裕幸  
加古川市監査委員 大塚 隆史

措置事項の公表

平成26年3月31日付加監第369号で行った、マリンガ市姉妹都市提携40周年記念事業に関する加古川市職員措置請求の監査結果による勧告に基づき、別紙のとおり市長から措置の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、公表します。

なお、当該4議員に返還を求めた経費については、平成26年6月23日に収納されたことを確認しました。

写

加議総第367号

平成26年6月26日

加古川市監査委員 市村 裕幸 様  
加古川市監査委員 大塚 隆史 様

加古川市長 樽 本 庄



加古川市職員措置請求の監査結果に基づく勧告に対する措置について（報告）

平成26年3月31日付加監第369号による加古川市職員措置請求の監査結果に基づく勧告に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

平成26年3月31日付加監第369号で加古川市長に、ドバイへの訪問については、経由地とすることに合理性は認められるものの、その際に実施された市内の見学については派遣目的に該当せず、公務として認められないことから、同行程部分の市内見学に要した経費のうち、各施設の入場料等市内見学に要した経費に相当する支出について、返還のための措置を講じるよう勧告がありました。

本職は、監査委員の勧告に対する措置を講じるべく、平成26年6月23日付で、当該4議員に対し、ドバイ市内見学に要した経費として一人13,400円を、平成26年6月30日までに返還するよう請求しました。